

おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に関する事業者選定会議設置要領

令和5年1月31日制定

（設置）

第1条 おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）について、事業者からの提案内容を適正に選定し、契約の相手方の候補となる事業者を選定するため、おやつ提供業務委託（留守家庭児童会室直営分）に関する事業者選定会議（以下、「選定会議」という。）を置く。

（職務）

第2条 選定会議は、別に定める選定基準に基づき、事業者の選定に関し必要な事項について調査し、及び審議する。並びにその結果を報告する。

（構成）

第3条 選定会議は、座長及び委員で構成する。

2 座長には、学校教育部長の職にある者を、委員には、総合政策部長、総務部長、総合教育部長の職にある者をもって充てる。

（会議）

第4条 選定会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議における事業者の選定に関する議事は、別に定める基準に定めるところにより行うものとし、その他の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ず選定会議に出席できないときは、代替りの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

（庶務）

第5条 選定会議の庶務は、学校教育部 教育支援室 放課後子ども課が担当する。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、制定の日から施行する。